

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川町は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県那珂川町長

公表日

平成27年3月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、関する事務 ・妊娠届けの入力及び妊婦健診受診入力 ・乳幼児健診・相談対象者の抽出、宛名ラベル作成、台帳作成のための抽出、台帳打ち出し、健診相談後の結果入力 ・マタニティ・ベビープログラム等、各種事業に関する対象者の抽出、宛名ラベル作成 ・母子保健事業報告に関する抽出(対象者数、健診受診者数、結果の振り分け等) ・赤ちゃん訪問対象者の抽出
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項並びに内閣府・総務省令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二の56の2の項並びに内閣府・総務省令第30条 (情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長	健康福祉課長 小川一好
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒324-0692 那須郡那珂川町馬頭409番地 0287-92-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 〒324-0692 那須郡那珂川町馬頭409番地 0287-92-1119

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

